

新会社法対応実務～有限会社から株式会社へ変更

Q：5月1日からの新会社法施行により、当社は有限会社から株式会社に変更予定です。有限会社のメリット、組織変更手続き・変更に必要な費用等を教えてください。

A：有限会社に残るメリットも検討しましょう！

1．有限会社のメリット。

取締役等の任期が無い：株式会社の場合は取締役の任期は原則2年以内(最長10年)、監査役の任期は原則4年以内(最長10年)ですが、有限会社には任期の定めが無いので変更が無い限り重任登記不要です。

休眠会社のみなし解散：株式会社の場合は最後の役員重任登記日から12年経過するとみなし解散の取扱いを受けますが、有限会社にはこの適用がありません。

決算書類等の公告適用除外：株式会社と異なり、計算書類等の公告・据置き・閲覧の義務付けが無い。

上記メリットも踏まえて組織変更を検討しましょう。

2．登記上・税務上の組織変更に必要な手続きは以下。

登記上：有限会社から「商号変更による株式会社への移行の登記手続き」となり、有限会社の解散登記と株式会社の設立登記を同時に行います。

税務上：新会社法では「組織変更」ではなく「商号変更」ですので、税務署・県税事務所等へは、「解散・設立の届出」は不要で、「商号変更の届出」を行います。

申告上も株式会社に変更しても事業年度は継続とみなされ、通常通りの申告を行うこととなります。

3．変更に必要な費用：～の費用がかかります。

有限会社解散の登録免許税が3万円がかかります。

株式会社設立の登録免許税：3万円又は「現在の資本金×1.5/1000+増加する資本金×7/1000」のいずれか多い金額、司法書士に依頼する報酬。

4．その他：最低資本金特例の「確認会社」の対応。

新会社法以前に設立された資本金1円でも設立できるいわゆる「確認会社」は、設立後5年以内に最低資本金を満たさなかった場合は解散する旨の定めを定款に設けております。

この特例は新会社法による最低資本金規制の撤廃により廃止されましたが、既設の「確認会社」は、この解散事由を廃止する定款変更登記を行わないと、5年以内に旧最低資本金規制を満たさない限り解散とされますので要注意です。

平成18年5月

税理士法人石井会計

代表社員 石井栄一

(公認会計士・税理士)